

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 4 号

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年大和市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項中「方法」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に納付させる方法」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。